

# 特別養護老人ホーム愛生園の利用料金が変わります

3年ごとに行われる「介護報酬の見直し」により、4月1日より介護サービス費用が改定されることとなりました。

改定内容としては、介護福祉施設サービス費（老人ホーム利用料）と短期入所生活介護費（ショートステイ利用料）の「個室」に係る利用料が引き上げられることとなり、短期入所生活介護（ショートステイ利用料）の「多床室」に係る利用料については全体的に引き下げられることとなりました。

改定後の利用料の詳細については、下記の表のとおりです。

ご不明な点等ございましたら、特別養護老人ホーム愛生園までお問い合わせください。☎0164-59-1146

## 【平成30年4月以降の改定内容】

（1割負担の方の1日当たりの自己負担分）

要介護度	ショートステイ（多床室）		ショートステイ（個室）		老人ホーム（施設入所）	
	従前 金額	平成30年4月 金額	従前 金額	平成30年4月 金額	従前 金額	平成30年4月 金額
要支援1	438円	473円	433円	437円		
要支援2	539円	543円	538円	543円		
要介護1	599円	584円	579円	584円	※特例 の入所 547円	※特例 の入所 557円
要介護2	666円	652円	646円	652円	※特例 の入所 614円	※特例 の入所 625円
要介護3	734円	722円	714円	722円	682円	695円
要介護4	801円	790円	781円	790円	749円	763円
要介護5	866円	856円	846円	856円	814円	829円
居住費 （老人ホーム）	840円	840円	1,150円	1,150円	840円	840円
滞在費 （ショートステイ）						
食費	1,380円					

※居住費・滞在費・食費に変更はありません。

※2割負担の方の自己負担分は、居住費・滞在費・食費を除きそれぞれ2倍した額になります。

## 「生活支援サービス」として役場の家庭奉仕員（ヘルパー）が、 高齢者のお宅を訪問いたします

- 対 象 おおむね65歳以上の独り暮らしの方、75歳以上のご夫婦世帯を中心に、介護サービスの利用の有無、日中のご家族の不在状況及び健康状態も考慮し、ご希望を確認して訪問いたします。
- 内 容 役場の家庭奉仕員（ヘルパー）が定期的に訪問し、安否確認、見守りを行います。また、介護予防の啓発や、各種申請の代行、町で必要な調査等も行っています。

※見守り支援計画表を作成の上、専門的な判断をもとに助言等のほか、危険の早期発見や必要なサービスに結びつける早期対応を目的として訪問しています。必要時は、関係機関等への連絡を行います。

- 回数・時間 おおむね1ヶ月に1～2回、5分～30分以内の訪問です。

生活上の困りごとや介護についてなど、何でもご相談ください。活動にご理解、ご協力をお願いいたします。

### ◎問い合わせ先

保健福祉課 地域包括支援センター（内線274）もしくは鬼鹿支所（電話57-1111）